

事務局だより

(公社)羽曳野市シルバー人材センター
〒583-1087-1
羽曳野市野々上4丁目5番12号
TEL 936-11500
FAX 936-11511

令和7年度事業計画及び

収支予算が決定されました！

第6回理事会が3月25日(火)午後2時から開催されました。議案内容は、令和7年度の事業計画案及び収支予算案等について審議されました。会員の減少が進む中、フリーランス新法に対応した契約形態を一般家庭において新年度から変更していく中で、請負事業を拡大し自主財源の確保を目指すものとなっております。

令和7年度事業計画が決定！

※今年の主な事業内容(一部抜粋)

○就業開拓提供事業について

高齢化が進み、企業の定年が延長されるなど、新規加入会員の平均年齢が70歳を超える時代を迎えた中で、センターとして会員を確保し、会員の多様な就業ニーズに応えるためにもあらゆる機会を通して就業機会の確保に努めるとともに、就業機会の拡大に向け以下の事業に取り組みます。

- ①就業機会開拓推進員を活用し、80歳からでも働ける職域等、新規事業所の開拓を進めます。
- ②毎月「就業情報」を発行し、未就業会員に対して就業機会の提供を行います。
- ③ワークシェアリング、ローテーション就業を推進します。
- ④発注者のニーズにより請負委任事業、包括的契約に係る事業、職業紹介事業、労働者派遣事業など多様な就業形態を提案し、就業機会の拡大に努めます。
- ⑤介護予防、日常生活支援事業に取り組みます。
- ⑥入会案内を閲覧板や広報版に掲示、チラシ配布、ポスターを掲示し会員拡大に努めます。
- ⑦新たな職域を開拓し、多様な就業先を提示することでミスマッチの減少に努めます。

○普及啓発事業について

センターの活動内容、事業趣旨等を幅広く理解していただき、会員の拡大に繋げるため、以下の事業を実施します。

- ①リーフレット、パンフレット、会報「シルバー」羽曳野、ホームページ、市広報紙等あらゆる媒体を活用し、啓発活動に努めます。
- ②10月の普及啓発促進月間中に「シルバーの日」を設け、市主催のボランティア活動やイベントに参加、協賛しPRを実施します。
- ③友人や近所の方に入会を呼びかける「会員紹介運動」に取り組みます。
- ④会報「シルバー」羽曳野を市内公共施設、6か所に配架し、PRに努めます。
- ⑤市内の高齢者を対象に無料の講習、講座、公演等イベントを企画しPRに努めます。
- ⑥ホームページやSNSで入会案内、イベント等、情報を発信しPRに努めます。

○調査研究事業について

事業の拡充や円滑な運営を図るため、必要に応じ調査研究を行います。

○相談事業について

- ①毎月2回未就業者相談を実施し、就業機会の提供に努めます。

②女性会員の職域拡大のため、女性就業拡大推進員による女性のつどいの開催や就業相談等を実施します。

○安全 適正就業推進事業について

就業中や就業途上の事故予防及び安全就業に対する意識の向上を推進するため、以下の取り組みを実施します。

- ①会員自ら自身の健康管理に積極的に取り組んでいただくよう、健康に関する啓発を行います。
- ②就業途上の事故防止に対する取り組みを進めます。
- ③就業中の事故防止に対する取り組みとして、就業器具の自主点検や安全保護員の着用促進など、安全就業に対する自覚を促します。
- ④安全標語を募り、「事務局だより」に掲載し安全就業を呼びかけます。
- ⑤安全委員会を定期的に開催し、安全対策について検討します。
- ⑥就業会員に対して「安全就業」ドブツの携帯を呼びかけます。
- ⑦安全パトロールを実施し、安全就業を呼びかけます。
- ⑧安全就業に対する自覚を促すため安全講習を実施します。

令和7年度事業計画は総会の報告事項になります。詳しくは令和7年度総会議案書に記載いたします。

4月の主な予定

- 4日金曜 新人職員研修
- 8日火曜 入会説明会 市役所
- 9日水曜 新人職員研修
- 10日木曜 未就業相談
- 11日金曜 新人職員研修
- 16日水曜 公認会計士決算検査
- 18日金曜 入会説明会 野々上
- 18日金曜 監事決算監査
- 24日木曜 未就業相談
- 25日金曜 配分金支払日
- 28日火曜 第1回理事会

◆人事異動◆

□新規採用職員のご紹介
令和7年4月採用職員
原田 聡磨 はらだ そうま が職員として入社しました。よろしく、お願いします。
□市からの派遣職員のご紹介
令和7年4月1日付けで羽曳野市より寺元麻子 てらもと まこ が事務局職員 理事長補佐として来られます。よろしくお願ひいたします。

□退職職員 市派遣職員のご紹介

事務局職員 理事長補佐の山脇光守 やまわきみつじ が令和7年3月31日をもって市の方へ帰られます。会員の皆様には約2年間の短い間でしたがお世話になりました。

《一般家庭のお仕事を包括的契約》

厚労省から新たな指針が！
フリーランス法が施行され、厚生労働省からシルバー人材センターの契約形態を包括的契約に移行するように方針が示されています。現在の発注者とシルバート、シルバートと会員さんとの契約形態では会員さんはインボイスが発行できないため、シルバートは消費税の控除ができないう状態です。包括的契約に移行することでシルバートについてはマッチング業務を行い、発注者と会員は直接契約となるためシルバートは消費税の負担から免れることになりシルバートの経費負担は軽減されます。一般家庭については個人発注者と個人会員の契約のため消費税の納税の義務がないため、包括的契約に移行しますが、企業に関しては納税義務がシルバートから企業に変わりますので、すぐに移行できません。そのため、一般家庭から先行して包括的契約に移行します。移行した後も会員さんは今までどおり全く変わりません。シルバートは発注者と会員を繋ぐマッチング業務で、利用契約書作成、請求書発行、会員さんのお支払もシルバートで行います。保険についても今までどおりです。